

監査告示第12号

令和4年7月25日

鹿児島市監査委員	内山	薫
同	小迫	義仁
同	志摩	れい子
同	大森	忍

平成29年度包括外部監査の結果に関する措置について（公表）

地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、包括外部監査の結果に基づく措置を講じた旨の通知がありましたので、同項の規定により公表します。

記

平成29年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）

「水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について」

指摘事項等	担当局部課名	措置
第4部 指摘及び意見 1. 経営計画等について (2) 指摘及び意見 1) 定量的な目標設定の必要性について (意見) 国の示す「水道ビジョン」や「経営戦略」においては定量的な数値目標の設定と管理が奨励されているが、現段階の市水道局の経営計画等においては、定量的な数値目標の考慮、複数設定による多面的な分析が不足している。	水道局 総務部 経営管理課	令和3年度に策定した「鹿児島市上下水道ビジョン」及び「第2期鹿児島市上下水道事業経営計画」において、複数の定量的な数値目標を設定した。 経営計画は、PDCAサイクルに基づき、進捗管理を踏まえ、計画の目標値と実績値の乖離状況について検証を行い、3年ごとに見直しを行うこととしている。 また外部への公表としては、議会への報告やホームページ等に掲載することで、市民への周知を行っている。

<p>今後の計画更新の際には、適切な現状分析と将来試算とに基づき複数の定量的な数値目標を設定し、評価・検証に具体性・客観性を持たせることによりPDCAサイクルがより働くようにすることが必要である。同時に外部への公表等も積極的に導入・実施すべきである。</p> <p>(P50)</p>		
<p>第4部 指摘及び意見 2. 水道施設・管路等の老朽化等について (2) 指摘及び意見 1) 老朽化等に関する積極的な情報開示の必要性について (意見) 老朽化の問題に関し、公表された経営計画、経営比較分析表、業務指標並びに鹿児島市水道ビジョンにおいて触れてはいるが、情報が断片的であり専門用語も多く、一般の市民にとって必ずしもわかりやすい情報とはなっていない。老朽化の現状と対策について、市民にわかりやすく適時に情報提供することが有用と考える。</p> <p>(P69)</p>	<p>水道局 総務部 経営管理課</p> <p>水道局 水道部 水道管路課</p> <p>水道局 下水道部 下水道管路課</p>	<p>水道施設・管路等の老朽化の状況については、令和3年度に新たに策定した「鹿児島市上下水道ビジョン」及び「第2期鹿児島市上下水道事業経営計画」において、グラフなども活用して、一般の利用者に分かりやすい表現で説明を行っている。</p> <p>また、毎年2回開催する「水道事業及び公共下水道事業経営審議会」においても、老朽化に関連する審議もされている。(R3年5月、12月)</p> <p>上記の内容について、いずれもホームページで公表している。</p>
<p>第4部 指摘及び意見 4. 入札・契約業務について (2) 指摘及び意見 5) 物品購入契約の業者指名時の確認作業について (意見) 物品購入契約の指名業者選定に際して、登録業者すべてに対象物品の取扱いの有無を照会しているが、物品によっては照会件数が膨大になり、またファックス等の手段によっているのが非</p>	<p>水道局 総務部 経理課</p>	<p>取扱い有無の照会件数が膨大になる案件は、年間数件程度であるため、公正公平性を保つとともに、受注機会の均等化を図るため、これまでどおりの対応とする。</p> <p>電子メールの活用については、登録業者数が約1,500あり、情報の収集、入力及びその管理について事務量が増大することとなるため、これまでどおりの対応とする。</p>

<p>効率である。閲覧見積合わせに参加する業者に絞るなど、公平性を損なわない範囲で照会する業者の絞り込みを行うことや、電子メール等の活用により、事務の効率化を図るべきである。</p> <p>(P101)</p>		
<p>第4部 指摘及び意見 6. 施設往査 (4) 指摘及び意見（公共下水道事業） 3) 災害用備蓄資材の管理について（谷山処理場） (意見) 倉庫入口における「災害用備蓄資材保管一覧表」の掲示や資材名称の入ったシールの貼付について、実施されている施設とそうでない施設があった。災害等緊急時に即座に誰もが発見できるように管理される必要がある。実地棚卸時等において留意するとともに、他施設の優れた管理方法を局全体として採用し統一を図ることが必要である。</p> <p>(P126)</p>	<p>水道局 下水道部 下水処理課</p>	<p>下水処理課の他の施設と同様に、谷山処理場の保管倉庫の入口に「災害用備蓄資材保管一覧表」や「資材名称シール」を貼付した。</p> <p>なお、他課についても同様の管理方法に統一した。</p>
<p>第4部 指摘及び意見 7. 会計関連について (2) 指摘及び意見 8) 災害用備蓄資材の買い替え時の会計処理について (指摘) 災害用備蓄資材は貯蔵品としてたな卸資産を構成するが、買い替えについて会計処理上の資産計上や棚卸明細表への反映がなされていない事例があった。買い替え時にはたな卸資産として適正に計上すべきである。</p> <p>(P142)</p>	<p>水道局 下水道部 下水処理課</p>	<p>平成30年度以降新たな買い替えはないが、予算執行運用基準にて、貯蔵品の受入、支払の処理について示しており、これに基づいて適正な会計処理を行うこととしている。</p>

<p>第4部 指摘及び意見 7. 会計関連について (2) 指摘及び意見 9) 年度末のたな卸資産の評価の検討について (指摘) 実地たな卸ではたな卸資産の実在性の検証のみが行われ、評価の妥当性の検討はなされていない。 たな卸資産の中には時の経過とともに劣化する物も含まれているため、実地たな卸時にはたな卸資産の評価の妥当性まで検討し、劣化しているものがあれば原則として資産減耗費として会計処理すべきである。 (P143)</p>	<p>水道局 水道部 配水管理課 水道局 下水道部 下水道管路課 下水処理課</p>	<p>たな卸資産については、実地たな卸日に目視にて機能及び品質の低下はないことを確認している。 今後、機能及び品質の低下が生じた場合は、適切に会計処理を行う。</p>
<p>第4部 指摘及び意見 7. 会計関連について (2) 指摘及び意見 14) 利息の計上方法について (意見) 損益計算書における受取利息、支払利息は現金主義で計上されており発生主義である経過勘定の適用を行っていない。発生主義に基づく計上が求められるが、その金額に重要性がない限り、現状のように現金主義のままで計上する余地もある。ただ、そのためには、重要性を判断するための試算とともに発生主義を適用しない判断に至る理由を明示した資料を作成する必要がある。 (P150)</p>	<p>水道局 総務部 経営管理課 経理課</p>	<p>企業債利息の取扱いについては、「地方公営企業実務提要 5 経理の方法 (6) 費用」に、「企業債の利息の支払は年次償還表によって行うが、期間損益計算を乱すものでない限り、未払費用勘定を設けず、実際に支払った利息の額を当該年度の費用として計上するのみでよい。」と記載されている。 上下水道事業の過去3か年の支払利息（現行：現金主義）と発生主義に基づく積算額を比較すると、現金主義と発生主義による差額が純利益に与える影響は1%未満となっており、期間損益計算に大きな影響を与えるものではないことから、現行の会計処理を継続することとする。受取利息についても同様の扱いとする。</p>
<p>第4部 指摘及び意見 8. 浄水発生土の処理について (2) 指摘及び意見 1) 浄水発生土の処理方法について (意見)</p>	<p>水道局 水道部 配水管理課</p>	<p>浄水発生土は、法面保護材として横井埋立処分場で利用しているほか、グラウンド用材を製造している会社へ売却しているなど現在も100%有効利用されている。 また、ホームページに新たな有効利用事業者の募集について掲載</p>

現状では浄水発生土の有効利用率は 100%で推移しており、大部分は鹿児島市横井埋立処分場の法面保護に利用されているが、受け入れに関する今後の見通しが不透明な面がある。

仮に横井埋立処分場の受入許容能力の限界に達した結果、受け入れが終了し、他に有効利用する方法がなく、提供している分の発生土を産業廃棄物として処理するとした場合、多額の処分費用が発生する。このような問題点が顕在化する前に、今から代替的な有効利用の方法はないかどうか、様々な観点から検討する必要がある。

(P153)

している。

なお、新たな有効利用についての調査等を行うことを「鹿児島市上下水道ビジョン」及び「第2期鹿児島市上下水道事業経営計画」に明記している。